

意見書

平成 15 年 8 月 18 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこざきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB 株式会社

だいいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 15 年 7 月 22 日付け情審通第 101 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

[本件連絡先]
接続企画本部 土屋
E-mail: kotsuchi@softbank.co.jp
電話 03-5651-2290
FAX 03-5641-3398

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種
指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見

- 新たにスペクトル適合性が確認されたDSL方式を利用する
DSL回線の接続条件等に関する改定 -

「事後対策ルール」は、申請概要の4-(2)項に「計算上それらのDSL回線に信号の漏えいによる影響を与える可能性がある。」とある様にあくまでも計算上の干渉の可能性に基づいて規定しようとするものである。

一方、TTCの第1回スペクトル管理SWG（平成15年7月3日開催）議事録の5-5)-(2)-g)項に「事後対策については、合意されたものに関して第2版までは記述し、それ以降は実績等を勘案し再検討する」という記述がある。

これまでの実績に関して言えば、弊社はDSL作業班会合において弊社の実フィールドデータ（資料2011-DSL2-18、資料2011-DSL4-15等）を提出し、G992.1AnnexA[OL]方式がこれまで他回線に対して干渉影響を与えていないことを示した。また、現行の接続約款第6章 第52条 3項に基づく干渉調査依頼を受けた実績も無い。

以上の状況を勘案して今後実際に事後対策が行なわれた場合にはその前後の申告回線の伝送速度の変化等を記録し、一定期間経過後にそれらの実績を精査して事後対策の必要性を見直すべきものとする。

-以上-